（生活衛生対策企画官）

第二十九条　生活衛生課に、生活衛生対策企画官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。

一　（略）

二　前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること（健康局並びに食品監視安全課及び水道課の所掌に属するものを除く。）。

（石綿対策室並びに労働保険専門調査官及び主任労働保険専門調査官）

第三十条　総務課に、石綿対策室並びに労働保険専門調査官九人及び主任労働保険専門調査官一人を置く。

2～5　（略）

（削る）

（労働条件確保改善対策室並びに調査官、医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官）

第三十条の二　労働条件政策課に、労働条件確保改善対策室並びに調査官、医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　過労死等防止対策企画官は、命を受けて、過労死等の防止のための対策に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（調査官）

第三十一条の二　労働関係法課に、調査官一人を置く。

（削る）

2　（削る）

（中央賃金指導官及び主任中央賃金指導官）

第三十一条の三　賃金課に、中央賃金指導官及び主任中央賃金指導官それぞれ一人を置く。

2　中央賃金指導官は、命を受けて、賃金に関する専門知識についての都道府県労働局の職員への指導及び都道府県労働局相互間の調整に関する事務を行う。

3　主任中央賃金指導官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央賃金指導官の行う事務の調整に当たる。

第三十五条　削除

（生活衛生対策企画官）

第二十九条　生活衛生課に、生活衛生対策企画官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。

一　（略）

二　前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること（健康局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

（石綿対策室並びに労働保険専門調査官、主任労働保険専門調査官及び過労死等防止対策企画官）

第三十条　総務課に、石綿対策室並びに労働保険専門調査官九人並びに主任労働保険専門調査官及び過労死等防止対策企画官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　過労死等防止対策企画官は、命を受けて、過労死等の防止のための対策に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（労働条件確保改善対策室並びに調査官及び医療労働企画官）

第三十条の二　労働条件政策課に、労働条件確保改善対策室並びに調査官及び医療労働企画官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

（新設）

（労働紛争処理業務室及び調査官）

第三十一条の二　労働関係法課に、労働紛争処理業務室及び調査官一人を置く。

2　労働紛争処理業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　個別労働関係紛争の解決の促進に関すること。

二　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の規定に基づく使用者による障害者虐待の防止に関すること。

3　労働紛争処理業務室に、室長を置く。

4　（略）

（新設）

（勤労者福祉事業室及び労働金庫業務室）

第三十五条　勤労者生活課に、勤労者福祉事業室及び労働金庫業務室を置く。

2　勤労者福祉事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　労働組合その他労働に関する団体が行う共済事業その他福祉活動に関すること。

二　労働者の福利厚生の増進を図るための活動を行う団体に対する当該活動に関する助言その他の援助措置に関すること。